

7 南 監 第 6 9 号
令和8年3月26日

南国市議会議長 西 本 良 平 様

南 国 市 長 平 山 耕 三 様

南国市監査委員 塩 崎 泰
南国市監査委員 久 武 弘 明
南国市監査委員 岡 崎 純 男

例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により令和8年1月分の出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査報告書

1 検査対象

令和8年1月分

2 検査実施日

令和8年2月20・24・25日

3 検査の方法

一般会計及び特別会計については、支出命令簿綴、精算書綴、その他関係書類、水道事業会計及び下水道事業会計については、会計伝票綴、試算表・資金予算表その他関係書類の提出を求め、内容を検査し必要により担当者の説明を受けた。

4 検査の結果

- (1) 検査対象である一般会計、特別会計の歳入・歳出の額、水道事業会計、下水道事業会計の収入・支出の額は別表のとおりで、計数をそれぞれ確認した。
- (2) 令和8年1月末日における現金残高は別表のとおりで、指定金融機関の提出資料に基づき一致が認められた。
- (3) 地区の農道及び用排水路修繕について、地区からの申請に基づいて、地区が主体的に実施する修繕工事に対して、工事費の原材料費のうち上限20万円までを市が原材料費として支払っている。

市が原材料を購入して現物を地元または施工業者に支給するのではなく、原材料に相当する額（上限20万円）を地元に支出している。また、物品購入明細書の検収日は工事の完了を確認した日としており、実態は工事完了を確認のうえ負担金を支出するのと相違なく、原材料費の費目で支出するのは会計上不適切である。

また、市は地元からの農道水路の修繕の要望に対して、予算上の制約から地元が施工すること、市が負担するのは1地区につき原材料費のうち20万円を上限とすることなどを伝え、地元から所要の原材料を記した原材料費申請書を徴しているが、地元、市のそれぞれの負担や責任、その後の手続きなどについての根拠となる要綱のようなものが存在しない。

農道水路の修繕については、本来、市の業務であるとは言いながら、何の根拠もなく公金を支出することは不適切であり、会計上の問題と併せて見直しが必要である。

(建設課)